

社会福祉法人ライフ・タイム・福島

評議員・理事・監事報酬基準

1. 評議員

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 定款

第8条1項 評議員の報酬については、無報酬とする。

2. 理事・監事

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 定款

第22条1項 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

定款に則り、平成29年6月21日評議員会において

第5号議案 役員報酬の基準の承認について

役員等報酬基準

役員報酬は、無報酬とする。

全員一致で承認可決されました。

制定日 平成29年6月21日